

## 令和2年度特別会計決算

■表6 (単位：千円)

会計	収入済額	支出済額	差引
国民健康保険特別会計	1,194,087	1,109,120	84,967
後期高齢者医療特別会計	116,184	115,770	414
介護保険特別会計	1,459,338	1,294,034	165,304
浄化槽整備推進事業特別会計	75,357	71,102	4,255
文化・体育振興基金特別会計	2,703	1,965	738
水道事業会計(収益的収支)	167,758	151,955	15,803
水道事業会計(資本的収支)	43,567	97,233	△53,666 ☆

☆水道事業会計(資本的収支)の不足する額は、損益勘定留保資金(※)などで補てんしています。  
※収益的収支の費用のうち、現金の支出を必要としない費用(減価償却費など)を留保資金として資金的収支の財源に充てるものです。

## 健全化判断比率および資金不足比率の公表

健全化判断比率、資金不足比率とも国の基準を下回り、財政状況は健全であるという結果が出ました。

■表7 健全化判断比率

項目	説明	小野町 (%)	早期健全化基準 (%)	財政再生基準 (%)
① 実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質的な赤字の標準財政規模に対する割合	—	15.0	20.0
② 連結実質赤字比率	全会計の実質的な赤字の標準財政規模に対する割合	—	20.0	30.0
③ 実質公債費比率	一般会計等が実質的に負担する公債費の標準財政規模に対する割合	5.6	25.0	35.0
④ 将来負担比率	地方債の残高をはじめ、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合	—	350.0	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率は黒字のため「—」で表示しています。

※将来負担比率は、充当可能財源が将来負担額を上回るため「—」で表示しています。

■表8 資金不足比率

項目	説明	小野町 (%)	経営健全化基準 (%)
水道企業会計	公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する割合	—	20.0
浄化槽整備推進事業特別会計		—	20.0

※資金不足額がないため「—」で表示しています。

### 早期健全化基準

財政健全化法で規定された実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率のいずれかで基準値を超えた場合、財政健全化団体として自主的・計画的な財政健全化が求められます。

### 財政再生基準

自治体財政健全化法で規定された実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率のいずれかで基準値を超えた場合、財政再生団体として、国などの管理下で計画的に財政の健全化が図られません。

### 経営健全化基準

公営企業を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業会計ごとに資金不足比率(資金の不足額の事業規模に対する比率)を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないとされています。資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。